

富里市ロケーション撮影活動支援実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、文化、産業、観光の振興及び地域の活性化を図るため、特定非営利活動法人富里市観光協会及び富里市商工会が行うとみさとフィルムコミッション（以下「とみさとFC」という。）と連携して、市が所有する財産及び施設等（以下「市有財産」という。）を、映画、テレビドラマ、コマーシャル等のロケーション撮影活動（以下「ロケ撮影活動」という。）へ提供することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(支援)

第2条 市が行うロケ撮影活動における支援は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市有財産の撮影に関する相談受付
- (2) 市有財産の撮影場所の下見等の立合い
- (3) 撮影に必要な許認可等に関する相談受付
- (4) 撮影時の立会い
- (5) その他撮影に関する相談受付

(企画書等の提出)

第3条 とみさとFCは、ロケ撮影活動を誘致し、市有財産におけるロケ撮影活動を希望する団体（以下「撮影希望者」という。）がある場合は、事前に作品や番組等の概要が分かる企画書等を添付し、撮影企画支援依頼書（別記第1号様式）を市長へ提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、撮影希望者は、撮影企画支援依頼書を直接市長へ提出することができる。

3 市長は、前2項の規定による依頼があった場合は、次に掲げる認定基準について審査し、支援できる企画であると認定したときは、速やかに富里市ロケーション撮影活動認定通知書（別記第2号様式）により撮影希望者へ通知するものとする。

- (1) 放送、出版等が具体的に決定していること。
- (2) 責任をもって企画を遂行できる団体であること。
- (3) 特定の政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。
- (4) 富里市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団の関与が認められないもの
- (5) その他公序良俗に反し、又は社会的非難を受けるおそれがないもの

4 市長は、支援認定を受けた撮影希望者（以下「撮影許可者」という。）に対して市有財産を下見させるものとし、その際、市有財産の使用に当たっての留意事項を説明しなければならない。ただし、撮影企画支援依頼書を提出

した時点において、撮影をしようとする施設で直近1年以内に現に撮影を行っている場合は、下見を省略することができる。

(手続等)

第4条 撮影許可者は、市有財産を使用して撮影を行おうとする場合、とみさとフィルムコミッション支援依頼書（別記第3号様式）を市長へ提出しなければならない。

2 ロケ撮影活動における行政財産の使用又は普通財産の貸付けにおける手続は、次条及び第6条に定めるものを除き、富里市行政財産使用料条例（平成4年条例第30号）又は富里市財務規則（昭和63年規則第8号）の規定により行うものとする。

3 市長は、前条第2項に規定する認定基準を満たさなくなったとき又は天災その他やむを得ない事由により支援の継続が困難となったときは、支援企画の認定を取り消すことができる。

(行政財産の使用料等)

第5条 行政財産の使用料は、富里市行政財産使用料条例第2条に規定する額とする。ただし、次の各号に掲げる行政財産の使用は、当該各号に定めるところによる。

(1) 富里市都市公園条例（平成元年条例第8号）に規定する公園 同条例別表第5に掲げる額

(2) 富里市ふるさと自然公園 富里市ふるさと自然公園の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第5号）別表第2に掲げる額

2 行政財産を使用する期間は、事前に協議の上決定するものとする。ただし、主に市民が使用することを目的とする行政財産については、市民の利用に配慮するものとする。

(普通財産等の貸付料等)

第6条 普通財産の貸付料は、市長が別に定める額とする。

2 市長は、管理する行政財産が地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に該当する場合に限り、普通財産と同様に行政財産を貸し付けることができるものとし、貸付料については、前項の規定を準用する。

3 撮影許可者は、前項の規定により行政財産の貸付けを受けようとする場合は、行政財産（教育財産）貸付申請書（別記第4号様式）を提出し、行政財産貸付契約書を締結しなければならない。

(使用料等の納付時期)

第7条 使用料又は貸付料の納付時期は、当該施設の使用前に納入通知書に指

定する納入期限までにその全額を納付するものとする。ただし、次に掲げる場合は、使用料又は貸付料の全部又は一部を後払いとすることができる。

- (1) とみさと F C が撮影許可者となるとき。
- (2) 行政財産又は普通財産の貸付けを行う場合で、契約により貸付料の支払を後払いとしたとき。

(実績報告等)

第 8 条 撮影許可者は、支援企画の撮影が終了したときは、速やかにとみさとフィルムコミッション経済効果等報告書（別記第 5 号様式）を市長へ提出しなければならない。

2 前条の規定により使用料又は貸付料の全部又は一部を後払いとしたときは、撮影許可者は、ロケーション撮影活動貸付実績報告書（別記第 6 号様式）を提出し、使用料又は貸付料を精算しなければならない。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。